

## 中国審査基準及び審理基準の改正について（2017年1月4日施行）

### （1）概要

中国の商標局は、2017年1月4日に改正後の「審査基準及び審理基準（原文：商標審査及審理標準）」を公布した。

審査基準は、商標局による出願審査に用いられる基準であり、審理基準は、商標評審委員会による商標審理案件に用いられる基準である。

### （2）審査基準の改正事項

黄色のマーカー部が今回の改正によって追加された箇所である。以下に詳しく説明する。

新審査基準
第一部分 商標として使用できない標識の審査
第二部分 商標の顕著性の審査
第三部分 商標の同一、類似の審査
第四部分 立体商標の審査基準
第五部分 色彩の組み合わせによる商標の審査
第六部分 音声商標の審査
第七部分 団体商標、証明商標の審査
第八部分 特殊標識の審査
第九部分 商標代理機構の出願の審査
第十部分 商標法第50条の適用に関する規定
第十一部分 審査意見書の適用

#### （a）音声商標の審査

音声商標を出願する場合は、願書にその旨を記載し、音声見本を提出するとともに、音声商標を叙述し、使用態様を説明する必要がある。

叙述にあたっては、五線譜または略譜に音声に記載するとされる。

#### （b）商標代理機構の出願の審査

商標代理機構とは、法律事務所、特許事務所、民間業者等であって商標局に登録を受けた商標手続の代理業者である。

中国では2003年から商標代理人が一般に開放されたが、野放し状態が続いていたので、これを規制する方向へと梶取りを修正しつつあるものといえる。

#### （c）商標法50条の適用に関する規定

商標法50条は、「商標登録が取り消され、無効宣告され、または更新しないときは、商標登録の取り消し、無効、権利消滅から1年以内は、その商標と同一、類似の商標についてされた出願は登録を受けることができない」とされるもので、日本商標法の旧4条1項13号に近い規定である。

このうち、不使用による取り消しについては、その商標に化体した信用は存在しないことから、50条の規定の適用から外れることとなった。

また、更新をしないで商標権が消滅した場合の自己の再出願においても、50条の規定の適用から外れることとなった。

#### (d) 審査意見書の適用

商標局は、審査の過程において、説明または修正の必要があると認めるときは、出願人に審査意見書を1回のみ発送する。そして、出願人または代理人は、審査意見書を受領した日から15日以内に説明または修正の意見を提出しなければならない、とされる。

#### (3) 審理基準の改正事項

黄色のマーカー部が今回の改正によって追加された箇所である。以下に詳しく説明する。

新審理基準
一 他人の著名な商標の複製、模倣、翻訳にあたる登録商標の審理基準
二 依頼人の商標を不正に登録した商標の審理基準
三 他人が既に使用する商標を特定関係人が先取り登録した商標の審理基準
四 他人の先行権利（出願日前の他人の商号権、著作権、意匠権等）の侵害に関する審理基準
五 他人が既に使用して一定の周知性を有する商標の先取り登録の審理基準
六 欺瞞的な手段またはその他の不正な手段によって登録された商標の審理基準
七 商標登録の取消に関する審理基準
八 類似商品、類似役務に関する審理基準
九 使用により特別顕著性を有するに至った標章の審理基準
十 利害関係人の認定

#### (a) 他人が既に使用する商標を特定関係人が先取り登録した商標の審理基準

特定関係人とは、契約、業務取引或いはその他の関係に係る人のことである。

契約、業務取引関係には以下のような関係が含まれている。

1. 売買関係
2. 委託加工関係
3. 加盟関係（商標使用許可）
4. 投資関係
5. スポンサー、共同開催活動
6. 業務視察、協議関係
7. 広告代理関係
8. 他の商業取引関係

その他の関係には以下のような関係が含まれている。

1. 親族関係
2. 雇用関係

特定関係人は、事前に事業の内容や商標を知ることができる者とされており、特定関係人によって登録された場合であって、その商標の代表者が異議を提出したときは、特定関係人による登録は認められないとされる。

(b) 利害関係人の認定

公告された登録商標に対して異議を申し立てるのは、絶対的拒絶理由に該当する場合は、何人であり、相対的拒絶理由に該当する場合は、利害関係人に制限される。

ここで、利害関係人に関する規定がこれまで明確ではなかったため、以下の4つが列挙されることになった。

1. 先行する商標権者及びその使用権者
2. 先行する商標権の承継人
3. 先行する商標権の質権者
4. 先行する商標権について利害関係を証明できる者

出願時に利害関係を有しなかったものの、審理の時点において有する者は利害関係人にあたりとされる。